

# 中学校社会科公民教科書における「人権と日本国憲法」に関する記述の変遷

中台 正弘(越谷市教育センター)

## 1 問題の所在と研究内容

いわゆる「コロナ禍」・「ウクライナ侵攻」とそれに伴う格差拡大傾向や物価高等の生活に対する不安、性差及び性的マイノリティにまつわる諸問題、AIの急速な進展等、昨今の社会情勢は、わが国の「人権状況」に対する大きな曲がり角に立っていると言わざるを得ない。

一方、中学校では社会科公民的分野において人権を体系的に学習する。昭和44(1969)年版中学校学習指導要領(以下「指導要領」と表記)において初めて「公民的分野」が示されてから50年が経過し、これまでに現行版を含めて計6種の指導要領が出されている。「人権と日本国憲法」についての学習を考える上で、昭和44(1969)年版指導要領は、単なる分野の名称変更にとどまらず、質的な面からも現在に連なる大きな転換点であった。さらに中学校教育の現況に目を転じると、平成29(2017)年版指導要領改訂、いわゆる「GIGAスクール構想」に伴う「一人一台端末」の普及をはじめとする「令和の日本型学校教育」の急速な進展等、大きな転換期を迎えている。

こうした現状を踏まえ、社会の担い手となりゆく中学生に、直面する課題である「人権尊重の実践力」の育成を図るため、新たな時代に相応しい「人権と日本国憲法」についての学習の在り方を探究したい。本研究は、そのための基礎的な考察として、昭和44(1969)年版から現行版に至る指導要領の変遷を概観した上で、授業における「主たる教材」である中学校社会科公民教科書の当該記述を分析、考察し、その変遷と特色及び課題を明らかにしようとするものである。

## 2 学習指導要領の変遷と「二つの側面」

分析対象とした指導要領は、「公民的分野」が示された昭和44(1969)年版から、同52(1977)年版・平成元(1989)年版・同10(1998)年版・同20(2008)年版、現行の平成29(2017)年版に至る計6種である。分析にあたっては、従来型の手法と併せて、テキストデータ化した指導要領本文による「計量テキスト分析」<sup>1)</sup>を導入した。その結果、上記6種の指導要領を俯瞰すると、「時代の進展とともに変わってきた側面」とともに「最近の指導要領が『公民的分野成立期』に回帰している側面」も見られることが明らかとなった。このことは、「指導要領に基づいて編集される教科書の記述についても、『変化』と『回帰』の2側面が見られるのではないか」という仮説に結びつく。

## 3 公民教科書における「人権と日本国憲法」に関する記述

分析対象とした公民教科書は、昭和44(1969)年版指導要領が施行された昭和47(1972)年度使用版から現行版に至る計13社81種である。分析の視点は、大きく「構成・配列」、「日本国憲法の制定と基本的原則」、「基本的人権の各内容」、「法の捉え方」、「憲法と立憲主義」の5点である。

分析結果について、本稿では上記「仮説」についての概要のみを記す。「変化してきた側面」については、「法の動態的理解、立憲主義、国際人権」等に関する記述が挙げられる。また、「回帰している側面」については、「構成・配列、基本的人権の各内容」等に関する記述が挙げられる。学会当日の報告では、分析・考察の詳細とともに、今後の教科書記述の在り方について幾許かの提言を試みたい。

1) 樋口耕一(2020)『社会調査のための計量テキスト分析(第2版)』ナカニシヤ出版、第1・2章。